

委員会発案第 2 号

子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を
国に求める意見書の提出について

子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を国に求める意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 28 年 9 月 20 日提出

由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 湊 貴 信

(別紙)

子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を
国に求める意見書（案）

少子化対策として、子育て世代の負担軽減を図り、子供の疾病の早期診断、治療を目的に秋田県、そして県内25市町村は全国に先駆けて医療費助成を行ってきた。秋田県は今年度より、医療費助成の対象を中学3年生にまで拡大するとしているほか、高校生まで助成を拡大する市町村も生まれてる。そして現在では、全国すべての都道府県が地方単独の医療費助成を実施するまでになっている。

一方、国はこのような地方自治体の現物給付方式の医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額措置を講じてる。秋田県では、県と市町村で総額約1億4千万円もの減額となっている。

今、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしている。しかし、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策に逆行するものである。

全国一少子高齢化が進む秋田県では、地域が持続できるかどうか危ぶまれる重大な岐路に立たされている。こうした、危機的な状況を打破するためにも、若い世代が安心して結婚、子育てできる環境整備が不可欠であり、子育てに係る負担を軽減するなど少子化対策を抜本的に強化する必要がある。

国においてはすべての子供を対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子供の医療費助成にかかわる国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望する。

こうしたことを踏まえ、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

- ・子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置を廃止すること。

平成28年9月 日

内閣総理大臣 様
財 務 大 臣 様
厚生労働大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫